

## 2章 緑あふれる環境を備えた快適なまち

しあわせを感じて暮らしていくためには、豊かな自然環境を守りながら優れた都市基盤を整えていく必要があります。

そのため、市民にとって利便性が高い都市基盤の整備を行うとともに、市民と行政が一体となって、住みよい環境を保っていくことが求められます。

### 環境保全是

水や空気など、生活を営むうえで身近に感じる環境はおおむね良好な状況で推移していますが、環境汚染を防止するための対策は引き続き重要です。また、温暖化など地球規模での環境問題が大きな課題となっています。

今後、地球規模での環境問題が市民生活におよぼす影響が懸念され、環境への負荷が少ない持続可能な社会への転換がさらに必要とされます。

このため、地域ぐるみでの環境学習や環境活動などを通じて、市民一人ひとりが地域の自然や環境問題に対し正しい認識と高い意識を持ち、環境負荷を少なくしていくことが求められます。また、市民との役割分担のもと、水資源のかん養、災害の防止など、様々な公益的機能を持つ農地や森林の保全につとめます。

### 循環型社会の構築は

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方が問われるなか、資源を浪費しないために、生活スタイルの見直しや廃棄物の適正処理が課題となっています。

今後、持続可能な循環型社会を形成するため、大量廃棄社会からすみやかに脱皮する必要があります。

このため、循環型社会の構築に向け、行政や市民、地域、事業者の適正な役割分担のもと、市全体での取り組みを強化し、地域資源の総合的な利活用の促進をはかり、廃棄物の適正処理を進める必要があります。





## 市街地形成は

宅地の供給が過剰な状態であり、人口規模に比較して、過大な市街地が形成されているため、平成13年以降は住宅地の郊外拡大を抑制しています。

今後、すでに形成された市街地においても人口減少が進み、分散型の効率の悪い市街地となることが懸念されます。

このため、既存市街地への都市機能の適切な誘導や、都心部への高次都市機能の集積、市内7つの地域中心<sup>(注1)</sup>の充実などにより、投資効果が高く、コンパクトで成熟した市街地の形成につとめます。また、市民がまちづくりに関心を持ち、積極的に参画できる環境を整えます。

注1) 7つの地域中心

中央、東部、西部、南部、北部、河辺、雄和の7地域のそれぞれの拠点となる地域レベルの中心地区をいう。

注2) 地区計画

人々の暮らしの基礎的な「地区」を単位として、道路、公園などの地区施設の配置や建築物の形態・用途・敷地などについて、きめ細かなルールを定め、地区の特性をいかしたまちづくりの計画。

## 景観形成と都市緑化は

良好な都市景観の形成を促進するための規制・誘導を行うとともに、公園の整備や緑化、市街地の貴重な緑の保全により、緑豊かで魅力ある都市空間づくりを進めています。

今後は、行政が景観形成の主体である市民や事業者の取り組みを支援していくとともに、地域住民などが地区計画<sup>(注2)</sup>、建築協定<sup>(注3)</sup>などを積極的に活用することで、地域・地区単位での良好な景観形成が一層促進されることが期待されます。また、市民が緑を身近に感じ、うるおいとやすらぎを得られるまちづくりが一層求められます。

このため、引き続き良好な都市景観の形成を規制・誘導するとともに、緑豊かな公園整備を推進していくほか、市民、事業者の景観形成や都市緑化に関する取り組みを支援し、市民が主体となった良好な都市環境の創造と保全を促進します。

注3) 建築協定

地区住民が全員の合意によって、建築基準法上の一般的な規制以上の独自ルールを定めて、これをお互いに守りあっていくことで良好な生活環境を維持しようとする協定。



## 住宅は

耐震性やバリアフリー<sup>(注4)</sup>化が低い水準にとどまっています。また、市営住宅への入居要望が依然として高いほか、高齢者世帯のマンションへの住み替えや子育て世帯の郊外一戸建て志向など、住宅ニーズが多様化しています。一方で、建築物の中層化が進む市街地では、日照やプライバシーの問題など、近隣住民との調整を必要とする事例もあります。

今後、良好な住宅ストック<sup>(注5)</sup>の形成や、住宅困窮者の居住の安定確保が一層求められるとともに、少子高齢化の進行や人口・世帯の減少にともない、居住者のライフステージに応じ、住宅ニーズが一層多様化していくことが予想されます。

このため、既存住宅の耐震化<sup>(注6)</sup>・バリアフリー化を推進するとともに、公的賃貸住宅を再整備し、住宅困窮者の居住の安定をはかります。また、まちなか<sup>(注7)</sup>居住を促進するとともに、住み替えなどにより生じる中古住宅を一戸建て志向のある子育て世帯に賃貸する住宅循環システムなど、多様な住宅ニーズに応じた、豊かな住生活を実現できる住宅市場の環境整備をはかります。さらに、一定規模以上の民間宅地開発が行われる際の公園などの整備や、市民の住環境の維持・保全への取り組み支援など、安全性、快適性を備えた良質な住宅および良好な住環境の形成をはかります。

## 水道は

普及率がほぼ100%となり、市民誰もが水道を利用できる環境になっているものの、人口減少や節水器具の普及などにより給水量が減少しています。また、老朽化した施設の更新、多様化する市民ニーズへの対応などが課題となっています。

今後も、給水量の増加が見込まれないものと予想されます。また、市民ニーズは、水質管理、耐震化および危機管理対策、環境保全対策などの広範な分野におよび、より多様化・高度化するものと想定されます。

このため、給水量に応じた施設規模の適正化などにより効率的な経営を進め、これまで以上の安全性・安定性・快適性などを求める市民ニーズへ対応しながら、良質な水道サービスの提供に取り組みます。



注4) バリアフリー

高齢者や障害者などが生活していくうえで、障壁（バリア）となるものを取り除くこと。バリアフリー化された住宅とは、身体機能が低下しても、安心して住み続けられるように、床の段差の解消などに加え、十分な廊下幅の確保などに配慮した住まい。

注5) 住宅ストック

ある一時点におけるすべての住宅の数。

注6) 耐震化

昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた、既存の建築物の耐震性能を高めるために、壁を増やしたり、筋かいを入れたり、基礎を補強するなどの改修工事を行うこと。

注7) まちなか

中央街区 秋田駅から二丁目橋に至る広小路と中央通りにはさまれた16.8haの区域を中心とする228haの区域をいう。平成11年3月策定の秋田市中心市街地活性化基本計画で規定されたものであり、19年度に見直しをする予定。

## 生活排水処理は

生活排水処理普及率は90%を超えていますが、整備済地域における未接続世帯が多く存在します。一方、未整備地域は採算性の低い郊外に移行し、処理方法が課題となっています。また、施設の老朽化が進んでいることから、計画的に改築や更新を進めることも必要です。

今後も整備が進み、普及率は上がるものの、依然として未接続世帯が相当数残っていると想定されます。また、水需要の減少は、下水道使用料収入に影響を与えることから、施設の改良・更新の再検討を迫られることも予想されます。

このため、整備済地域では、接続率向上のための啓発活動につとめます。今後整備が行われる地域については、公共下水道、農業集落排水、浄化槽などの手法により、地域特性に適した整備を進めます。また、経費節減や国庫補助の有効活用など財源を確保しながら、優先性を考慮した事業選択に基づく計画的な施設改良や更新により生活排水の衛生的な処理を進めます。

## 道路整備は

都市計画道路<sup>(注8)</sup>の整備は、十分な水準に達しておらず、生活道路については、幅員の狭さや歩道の未整備など安全面や防災面が課題となっています。

今後、全路線の整備には長い期間を要し、一方で、道路の安全性に対するニーズが高まることが予想されます。

このため、市域における道路網全体としての機能が発揮されるよう整備を進めるほか、幅員の確保や歩道整備などの安全性の確保、段差解消によるバリアフリー化などの機能性の向上につとめます。また、災害時に空閑地を避難場所として確保するなど、既存道路への新たな機能の付加や有効活用などはかります。



注8) 都市計画道路  
都市計画法に基づき都市計画決定された都市施設としての道路。

## 公共交通機能は

市民の移動手段として、利便性の維持、向上が求められていますが、市民生活に密着しているバスについては、利用者が年々減少し、路線の維持が困難な状況になっています。

今後も、人口減少や運転免許保有者の増加などによってバス利用者の減少が続き、一部の路線では維持が困難となることが想定されます。一方で、既存の公共交通機関との連携や新たな交通運行形態の確保など、市内各地域での公共交通機関に対するニーズの多様化が予想されます。

このため、運行ニーズの高いバス路線については引き続きその維持をはかり、また、郊外部における不採算路線の委託運行などを進めていきます。さらに、バスなどの大型車両の運行形態のみに固執することなく、NPO<sup>(注9)</sup>などの地域に根ざした団体が主体的となって取り組むデマンド交通<sup>(注10)</sup>といった、新たな運行形態の確立も視野に入れ、地域特性や利用状況に応じた公共交通形態の再構築を行い、少子高齢社会にも対応した市民の移動手段の確保と充実に取り組みます。

## 情報環境は

情報化が進み、快適で便利な市民生活をおくるうえでの重要性が高まる一方、情報環境に格差が生じています。

今後、新しい情報通信技術が開発されることにより情報環境の格差は縮小するものの、市民や市域すべての格差を解消することは困難であると予想されます。

このため、環境整備を適切に、かつ多様な手段を選択できるよう通信事業者などと連携を密にし、技術開発の状況などを見据えながら広く方策を検討していくことで、より多くの市民が情報を活用できるように取り組みます。

注9) NPO (Non Profit Organization)  
継続的・自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。

注10) デマンド交通  
電話などで乗車地と降車地を予約して、そこをバスやタクシーが運行する形態。



総括すると

環境に対する市民のニーズが多様化するなかで、市民が快適に生活をしていくためには、より良い環境を維持、保全しながら、本市の都市特性や人口減少などの社会現象に対応した都市基盤の整備を効率的に行う必要があります。

このようなことから

利便性の高い都市基盤を整備しながら、本市の住みよい環境を保全し次世代へ継承することで、いつの時代においても、緑あふれる環境を備えた快適なまちをめざします。

